

「民間人」であるがゆえの葛藤と専門性

——更生保護制度の成立・展開過程における保護司の処遇実践に着目して——

立教大学

加藤倫子

1 本報告の目的

近年、日本の刑事司法政策において、再犯や再非行の防止は、「安全な国づくり」のための重要な課題のひとつとされている。この課題への取り組みにおいて、保護司には、民間の主要な担い手としての重要な役割が与えられている。保護司は、保護観察官と協働して、保護観察処分を受けた対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図るための活動が無給のボランティアとしておこなっており、そこでは「民間人の立場で対象者とかわること」が期待されている（専門的な知識が求められる処遇については保護観察官が担うとされている）。日本における保護観察の特徴のひとつは、個々の保護司によってその処遇のやり方が異なるという点にある。本報告では、更生保護制度の成立・展開過程である 1950・60 年代の保護司の処遇実践に着目し、民間人であるがゆえに生じる葛藤とそうした葛藤をもちながら処遇をおこなうことこそが専門性として評価されるということについて考察する。

2 方法とデータ

本報告では、雑誌『更生保護』（1950 年 11 月創刊、中央更生保護委員会編）の創刊号から約 20 年間に掲載された記事のうち、保護司が雑誌に投稿した記事を対象とし、テキストの計量分析ならびに質的分析をおこなう。この雑誌は、更生保護関係者（保護司、保護観察官、法務省関係者など）向けに作られているが、メインの読者に想定されているのは保護司である。内容としては、管轄官庁である法務省や専門的な立場である保護観察官から保護司に向けて、処遇にたいしての心がまえや処遇において必要となる専門知識、あるいは制度に変更が生じた際に注意すべき点が書かれていたり、保護司が自らの処遇観を語ったり、困難と思われるケースにいかに対応したかということが書かれている。この時期に着目するのは、法制度が整備されて間もない、処遇についての知識がそれほどストックされていないと考えられる状況下で、保護司がどのように処遇にあたろうとしていたのかを検討するためである。

3 保護司の処遇実践と葛藤への対処

まず、『更生保護』という雑誌が、処遇についての「知識」の提供を超えた「経験」の集積する場となっており、「実践共同体」としての役割を果たしていたということを指摘できる。また、先述の雑誌の内容構成からも明らかのように、『更生保護』という雑誌には、全国各地にちらばる保護司におおのの処遇の裁量を認めつつも、中央集権的に処遇を方向づけるという役割が与えられていた。その一方で、雑誌に掲載された保護司の投稿記事からは、中央集権的に処遇が方向づけられながらも、ひとつの方向に収斂しきらずに、社会からの犯罪者や非行少年にたいするまなざしを感受しつつ、みずからが持つ資源を積極的に活用しながら保護観察対象者の置かれている状況をなんとか好転させようともがく個々の保護司の姿が浮かび上がってくる。また、保護司としての熟練度を高めるための「研修」についての言及も散見される。当日は、こうした処遇実践がおかれていた当時の社会状況や文脈も踏まえて報告をおこなう。

4 「民間人」であるがゆえの葛藤と専門性

保護司が抱えている葛藤は、犯罪者や非行少年にたいするまなざしを向ける「社会」と近いところに位置する民間人であるがゆえに生じる葛藤である。そして、そうした葛藤を抱えながらも処遇をおこなうことこそが、保護司がもつ民間人としての専門性であると指摘することができるだろう。